

外国の重要な地位にある方について

※「犯罪収益移転防止法」の改正により、平成 28 年 10 月 1 日以降、お客様とのお取引にあたって、お客様が「外国の重要な地位にある方」に該当するかを確認させていただくことになりました。つきましては、下記についてのご同意をお願いいたします。

私は、下記の 1 から 3 の「外国の重要な地位にある方」に該当しません。※該当するお客様は、常陽キャッシュピットをお申込みできません。

【外国の重要な地位にある方】

1.現在、外国において以下の重要な地位のいずれかにある方

- (1) 国家元首
- (2) 日本における内閣総理大臣、国務大臣（外務大臣、法務大臣等）、副大臣に相当する職
- (3) 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長に相当する職
- (4) 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
- (5) 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員に相当する職
- (6) 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長に相当する職
- (7) 中央銀行の役員
- (8) 予算について国会の議決を経るか、承認を受けなければならない法人（国営企業等）の役員

2.過去に上記 1 のいずれかの地位にあった方

3.上記 1 または上記 2 のいずれかに該当する方の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、配偶者の子（配偶者には事実婚を含みます）